

学校だより 11月号



新宿小だより



＜学校教育目標＞「思いやりのある子 進んで考え学び合う子 健康でたくましい子」

＜11月の生活目標＞「体をきたえよう」

令和7年10月31日（金）

〒355-0032 東松山市新宿町14 TEL 0493-23-1225 FAX 0493-23-1236

MOTTAINAI（もったいない）を世界へ ～ワンガリ・マータイさんの「もったいない運動」～

校長 長 澤 誠

各地から紅葉のたよりがちらほら聞かれるようになりました。校庭の桜の木も冬支度を始めており、秋の深まりを感じています。10月は、3年生の社会科見学、6年生の修学旅行や5年生の宿泊学習などがありました。11月もスリーデーマーチや市内音楽会、社会科見学、芸術鑑賞会などの行事が続きます。引き続き、ご家庭における体調管理をよろしくお願いいたします。

さて、今月は「MOTTAINAI（もったいない）」という話題です。実は「もったいない」という言葉は世界でも通用します。広めたのは、アフリカのケニア出身の女性、ワンガリ・マータイさんです。マータイさんは政治家で、環境保護活動家でもありノーベル平和賞を受賞した方です。2005年に来日した際、日本語の「もったいない」の言葉の意味に大変感銘を受け、広めたいと思ったそうです。



MOTTAINAI

「もったいない」とは、まだ役に立つのに捨ててしまったり、使わずにそのままにしたりする等、物が無駄になっている状態を戒める意味で使われます。私達の会話の中にも比較的多く使われる言葉です。4年生が社会で学習する「3R（リデュース、リユース、リサイクル）」や6年生が5年生の時に総合的な学習で学習した「SDGs」とも関連します。

マータイさんが世界に広めるために各国の言葉を調べたところ、世界のどの国にも「もったいない」のように、自然や物に対する敬意や愛情、尊敬（リスペクト）などの思いが込められているような言葉が他に見つかりませんでした。リデュース、リユース、リサイクル、リスペクトの概念を一語で表せる言葉も見つかりませんでした。そこで、「MOTTAINAI（もったいない）」をそのまま、「世界共通の言葉」として広めるべく「もったいない運動」を推進しました。

地球温暖化、海洋汚染、食糧自給率、PM2.5、エネルギー問題などの様々な環境課題に直面しています。今後、より一層の地球規模での環境への配慮が求められてくるでしょう。節電や節水だけでなく、省エネルギー、脱炭素といったキーワードも取組のポイントとなると考えます。

先日、たまたま見かけた光景を紹介します。休み時間が終わり、運動場から校舎内に入ってくる児童が、水が出しっぱなしになっている蛇口を見つけ、すぐに蛇口をひねって水を止めていました。誰かに言われることもなく、自然と行動に移していた姿に感銘しました。また、ある児童は、私が運動場のごみ拾いをしていると一緒に行動して拾ってくれました。さらには、アルミ缶回収箱が満杯になったため、缶をつぶしてビニル袋に分ける活動を進んで取り組んでくれた児童もいました。

直接「もったいない運動」には繋がらないかも知れませんが、誰かのために心と体を動かしている新宿小の子供達の心の温かさや豊かさに、あらためて感動しました。今後も、身近な所で、できることから「MOTTAINAI（もったいない）」を進めていけると良いと感じました。ご家庭でも話題にしてみてください。

読書の秋 ～読み聞かせ～

毎週木曜日、本校でぶっくすたーと（読み聞かせボランティア）の皆様による読み聞かせを行っています。ぶっくすたーの皆様には、毎回子供たちに季節にあわせた本や子供の興味が湧くような本を読み聞かせていただいています。子供たちは、毎週の木曜日をとても心待ちにしています。

秋は、「読書の秋」とも言われるように、読書に親しむのによい時期です。ノーゲームデーの日などをはじめ、ぜひ、ご家庭でお子様と一緒に本に親しまれてください。



情報提供 ～改正道路交通法～



道路交通法の一部を改正する法律により「自転車の違反に対する交通反則通告制度」が、令和8年4月1日から導入されることとなり、「自転車ルールブック」が警察庁から公表されましたのでお知らせします。

概要をお伝えしますと、自転車の交通違反者に「交通反則通告制度（青切符）」が導入され、携帯電話の使用・保持で12,000円、信号無視で6,000円といった反則金の支払いが生じることになります。

対象は、16歳以上で、児童は本制度に該当しませんが、学校でも児童生徒の自転車乗車時における交通ルールの順守およびマナーの向上、ならびに努力義務であるヘルメットの着用について引き続き指導していきますので、ご家庭でも安全な自転車の乗り方について、改めてお子様とお話してください。

2026年4月1日から自転車の交通違反に「交通反則通告制度（青切符）」導入!

主な反則行為	反則金
携帯電話使用等（保持）	12,000円
信号無視	6,000円
通行区分違反（右側通行等）	
指定場所一時不停止等	5,000円
並進禁止違反	3,000円
軽車両乗車積載制限違反（二人乗り等）	
対象 16歳以上 ※運転免許の有無は関係なし	

